

鹿児島県婦人会館 施設予約・利用約款

1 鹿児島県婦人会館の利用できる施設は下記の表の通りです。

会場名	面積	収容人数（最大）
ホール	347.78㎡	180名
第2研修室	74.52㎡	60名
第3研修室	58.88㎡	40名
第2・3研修室	133.4㎡	100名

このほかに数に限りはありますが必要に応じて下記のものが貸出可能です。

・ワイヤレスマイク ・プロジェクター ・スクリーン ・ホワイトボード等

各会場空調については利用可能ですが、利用の際には事務室に使用の旨ご連絡ください。

2 各施設の利用料金は下記の表の通りです。

会場名	利用料金 （1時間あたり）	空調使用料 （1時間あたり）
ホール	2,500円	1,000円
第2研修室	1,000円	500円
第3研修室	800円	500円
第2・3研修室	1,500円	800円

このほか下記の貸出品は別途料金が発生します。

・ワイヤレスマイク（終日）1本 500円 2本 1,000円

・スクリーン、プロジェクター（終日）無料

ただし下記の場合は使用料が免除・減免されます。

免 除

- 鹿児島県婦人会館の定款に記載されている目的を理解され、許可された減免申請団体
- 県内の国・公・私立の保育園や幼稚園・小・中・特別支援学校などの教育機関が、各種教育活動の為に施設を使用する場合
- 鹿児島県婦人会館の関係性がある団体

減 免（半額）

- 利用者の半数が身体障害者または療育手帳など公的機関から障害者認定を受けている団体（ただし、入場料を徴収する場合は除く）

3 各施設の利用については事前に予約が必要となります。

予約については一般団体については利用予定日の2ヶ月前から電話にて承ります。ただし、各種イベントや減免団体などの優先団体については、1年前から優先的に予約することが可能です。所定の予約申請書に必要事項を記入いただき事務局にご提出ください。

提出方法は事務局持参・FAX・メールのいずれかとなります。

主催者の都合でキャンセルする際は速やかに事務局に連絡を行いキャンセルの意思表示を行ってください。

- 4 使用料については次の通りでお支払いください。

ア 現金払い イ 請求書払い

現金払いについては、会場利用後事務局にて直接お支払いをお願いいたします。

請求書払いについては、事務局より請求書を担当者宛に送付いたします。

事務局が指定する方法で期日までにお支払いいただきますようお願いいたします。なお、振込の場合は、振込手数料は恐れ入りますが、利用者様でご負担ください。

- 5 利用のキャンセルを行う場合下記の表のとおりキャンセル料が発生します。

キャンセル申告日	キャンセル料
利用日の当日～3日前	利用時間×利用会場料×10%

ただし、自然災害や会館の都合による利用停止が発生した場合はこの限りではありません。

- 6 利用に際して会場の設営については利用者様各自で対応をお願いいたします。ただし、マイクの設定や貸出のプロジェクターの設置については事務局にて対応いたします。設置の際など、ご不明な点がございましたら事務局にお知らせ下さい。
- 7 館内は飲食可能ですが、アルコールについてはご遠慮ください。また床が汚れたり、破損等が発生した際は、速やかに処理した上で事務局にお申し出下さい。
- 8 会場を利用する際は、事務局にて利用者名などを申し出て、確認を受けて下さい。使用については予約時間を厳守して下さい。また、次に他の団体予約がある場合も考えて5分前退出の推奨をお願いいたします。
- 9 駐車場の台数には数に限りがあります。満車の際には近隣のコインパーキングなどをご利用いただきますようお願いいたします。
- 10 当会館の周辺の近隣住民に迷惑とならないように、駐車場内での大声での談笑や車の空ふかしなどはご遠慮下さいますようお願いいたします。また駐車場内での事故に関しましては、当会館は一切の責任を負いません。
- 11 利用に関して問題等が発生した場合は速やかに事務局に申し出て下さい。万が一利用に問題がある場合や、当会館の利用に相応しくないと判断した場合は利用を中止し、速やかに退出いただき今後一切の利用を制限させていただくこともあります。
- 12 この約款は令和7年4月1日より適用されます。